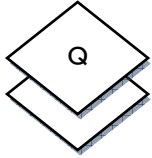




労働相談Q & Aで解決！

賃金のデジタル払い



従業員から賃金のデジタル払いを希望されました。賃金のデジタル払いができるようになったと聞いたことがあります。ユーザーは必ず応じなければならないのでしょうか。

A 賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取の選択肢の1つです。労働者のみならず、ユーザーに対しても導入を強制するものではありません。

解説はこちら

- 賃金の支払方法については、従来から、通貨のほか、ユーザーは、労働者の同意を得た場合には、預貯金口座への振込み等によることができることとされてきました（労働基準法第24条、労働基準法施行規則第7条の2第1項）。
- 昨今、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、一定程度のニーズが見られることも踏まえ、令和5年4月1日から、ユーザーが労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）をできることとなりました。
- この改正は、賃金の支払方法に係る新たな選択肢を追加し、労働者及びユーザーの双方が希望する場合に限り、賃金の支払方法として、賃金のデジタル払いを可能とするものであり、当該支払手段を希望しない労働者及びユーザーに対して強制するものではありません。
- 各事業場において、賃金のデジタル払いを導入する場合には、ユーザーと労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で労使協定を締結し、その上で、希望する労働者の同意を得ることが必要となります。このため、賃金のデジタル払いに関する労使協定が締結されていない事業場において、労働者が賃金のデジタル払いを希望する場合は、労使協定の締結をするかどうか（その事業場で、希望者への賃金のデジタル払いを実施するかどうか）について、ユーザーと労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で話し合いをしてみましょう。

どうすれば？

- 賃金のデジタル払いの導入にあたっては、①指定資金移動業者の確認、②導入する指定資金移動業者のサービスの検討、③労使協定の締結等、④労働者への説明、⑤労働者の個別の同意取得、⑥賃金支払いの事務処理の確認・実施といったように、段階を踏んで進めていきましょう。

- 手続きの詳細については、厚労省作成のリーフレット等をご確認ください。

[【使用主向け】賃金のデジタル払いを導入するにあたって必要な手続き \(mhlw.go.jp\)](#)

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- ◎ 山梨労働局賃金相談

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851